

平成30年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成30年10月24日（水）10時00分～
会 場：福岡市役所本庁舎 5階 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 橋本駅循環ミニバスの試行運行期間の延長等について **議題1**

2) 板屋脇山線乗合タクシーの運行について **議題2**

3 閉 会

平成30年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし 石橋 雄一 ゆういち	※
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	い で ま き こ 井手 真紀子	※
九州運輸局 福岡運輸支局長	きかもと 坂本 正弘 まさひろ	※
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	※
一般社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	もりかわ なおゆき 森川 直行	※
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	はしもと よしあき 橋本 佳明	※会長

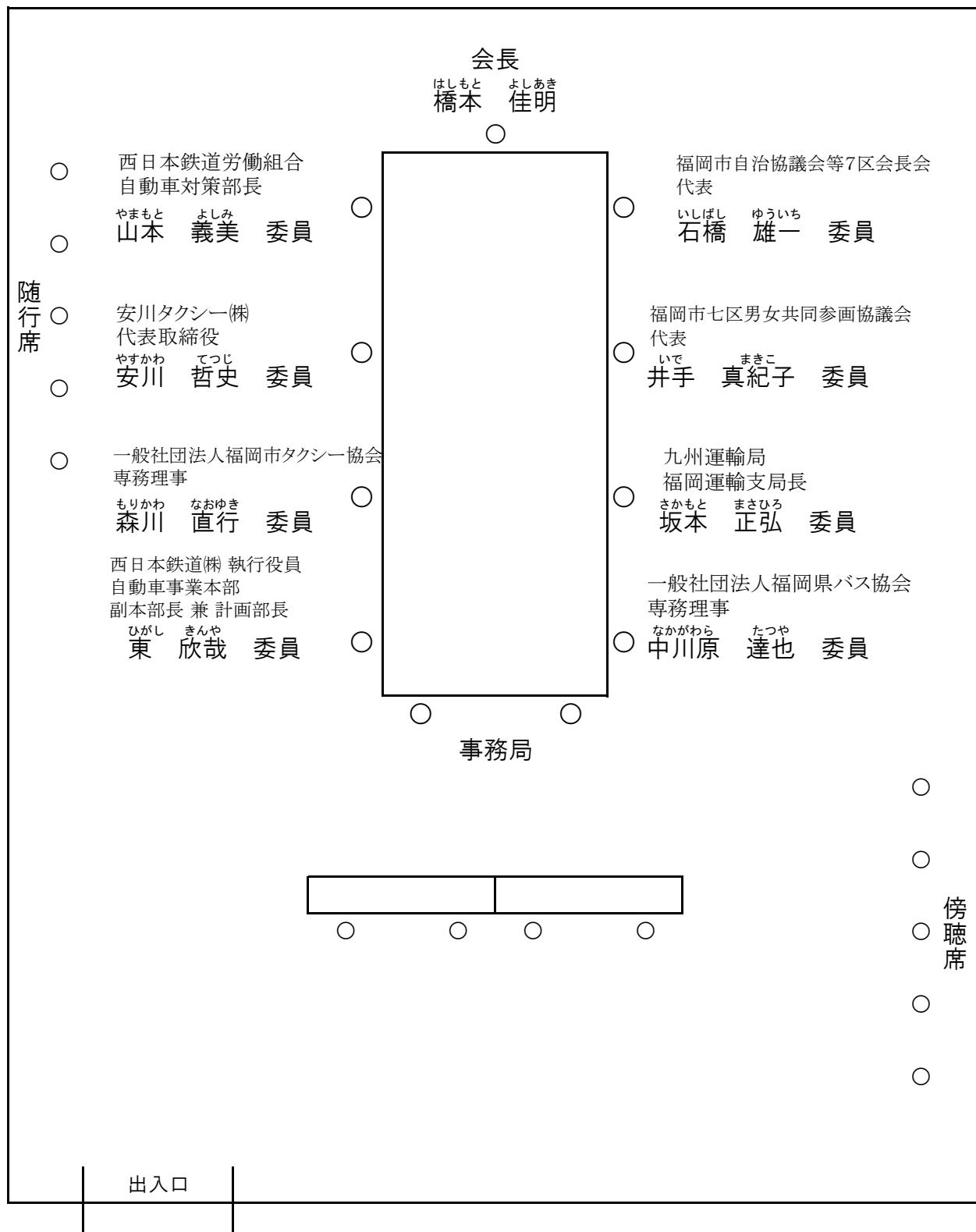
※印は新任の委員

事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たけした かずひろ 竹下 和宏	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	よしおか あさこ 吉岡 麻子	

平成30年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成30年10月24日（水）10時00分から
会場：福岡市役所本庁舎 5階 第3会議室



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び、道路運送法に基づく協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題
1

議題
2

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

議題 1 橋本駅循環ミニバスの試行運行期間の延長等について

1. 路線概要

福岡市西区橋本地区においては、地域住民、交通事業者、行政に加え、沿線の病院や商業施設が共働して、生活交通確保の取組みが進められている。

当路線は、市の生活交通条例に基づく補助対象路線ではないため、試行運行に対する補助は行っていないが、生活交通の確保に向けて、地域が主体となって路線の維持、利用促進に取り組まれている。

※橋本駅循環ミニバスの試行運行は、平成27年度第2回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、運行を開始している。

運行事業者：福岡西鉄タクシー株式会社

運行区間：地下鉄橋本駅～西鉄壱岐営業所～福岡リハビリテーション病院～
～野方南三区集会所～藤ヶ丘集会所～地下鉄橋本駅



使用車両：ジャンボタクシー 乗車定員(運転手除く) 9名

便数：1日10便（平土日祝共通）

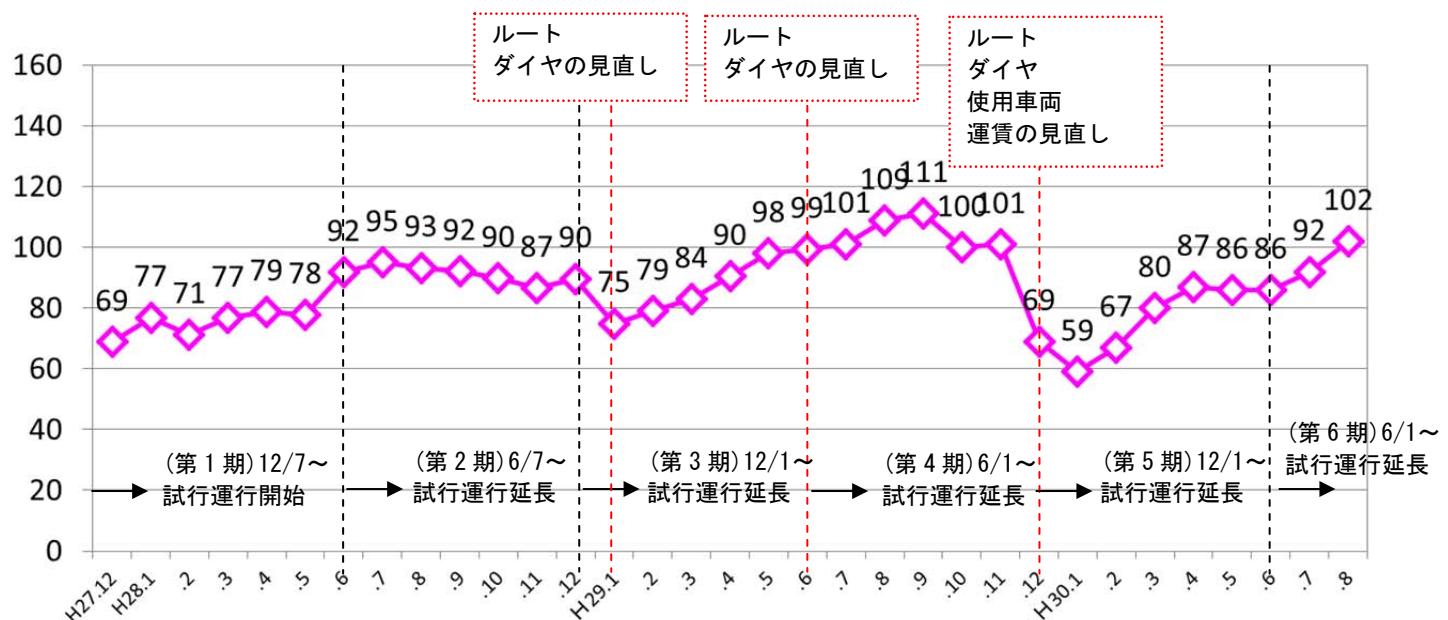
賃：大人(中学生以上) 200円、

小人(小学生以下、障がい者割引料金) 100円

運行の様子：路線定期運行

試行運行期間：平成27年12月7日～平成30年11月30日（第1期～第6期）

(参考) 橋本駅循環ミニバス利用状況（人/日）



2. 議決事項

(1) 理由

橋本駅循環ミニバスの試行運行については、事業の採算性等に課題があったことから、平成29年12月1日より、運賃改定や使用車両の小型化など運行内容の見直しを行っている。運行内容の見直し後、利用者の定着はみられるものの、更なる採算性向上、利用者からの継続要望があること等から、試行運行の継続、運賃の改定、多客時における運用の変更を諮るもの。

(2) 地域との協議状況

今回の議決事項については、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「橋本駅循環ミニバス運行連絡会議」(平成30年10月5日開催)にて、地域の合意が得られている。

(3) 議決事項

①試行運行期間の延長（平成30年12月1日～平成31年5月31日（6ヵ月））（第7期）

第1期

平成27年12月7日～平成28年6月6日（6ヵ月間）
(平成27年9月29日 福岡市地域公共交通会議 議決)



第2期

平成28年6月7日～平成28年11月30日（約6ヵ月間）
(平成28年4月18日 福岡市地域公共交通会議(書面) 議決)



第3期

平成28年12月1日～平成29年5月31日（6ヵ月間）
(平成28年10月24日 福岡市地域公共交通会議 議決)



第4期

平成29年6月1日～平成29年11月30日（6ヵ月間）
(平成29年4月24日 福岡市地域公共交通会議 議決)



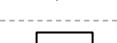
第5期

平成29年12月1日～平成30年5月31日（6ヵ月間）
(平成29年9月6日 福岡市地域公共交通会議)



第6期

平成30年6月1日～平成30年11月30日（6ヵ月間）
(平成30年4月16日 福岡市地域公共交通会議(書面) 議決)



第7期

平成30年12月1日～平成31年5月31日（6ヵ月間）
(平成30年10月24日 福岡市地域公共交通会議)

②運賃の改正（平成30年12月1日実施予定）

運賃（料金）の種類、額及び適用方法

		現行	改正後
種類		額及び適用方法	額及び適用方法
運賃	大人	200円	200円
	小児 (6歳以上12歳未満)	100円	100円
	幼児 (1歳以上6歳未満)	100円※1	100円※1
	障がい者割引	100円	100円
フリー乗車券	1日フリー乗車券	×	×
ICカードによる 精算 (SF精算)	ニモカ	○	○
	交通用福祉ICカード (福岡市発行)	○	○
ICカードによる 乗り継ぎ (SF乗り継ぎ)	最大80円割引	×	×
定期券	通勤・通学	○	×
	グランドパス65	○	×
	ひるパス (ロング含む)	○	×
	エコルカード	○	×

※1. 保護者1人につき2人まで無料、単独乗車は有料

【参考】議決の根拠法令

・道路運送法に基づく協議及び議決

（議決が必要な項目）運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

上限運賃認可を会議合意運賃として届出する

③使用車両（平成30年12月1日実施予定）

現行

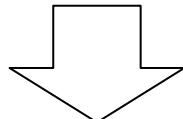
車両数 運行車両台数1台（ジャンボタクシー 乗車定員10人）
予備車両1台（ジャンボタクシー 乗車定員10人）
※多客時においてはタクシーの普通車両と併せて運行

所有者 福岡西鉄タクシー株式会社



使用者 福岡西鉄タクシー株式会社

車両サイズ 長さ 5380mm 幅 1880mm 高さ 2280mm



変更

車両数 運行車両台数1台（ジャンボタクシー 乗車定員10人）
予備車両1台（ジャンボタクシー 乗車定員10人）

所有者 福岡西鉄タクシー株式会社



使用者 福岡西鉄タクシー株式会社

車両サイズ 長さ 5380mm 幅 1880mm 高さ 2280mm

【参考】議決の根拠法令

・道路運送法に基づく協議及び議決

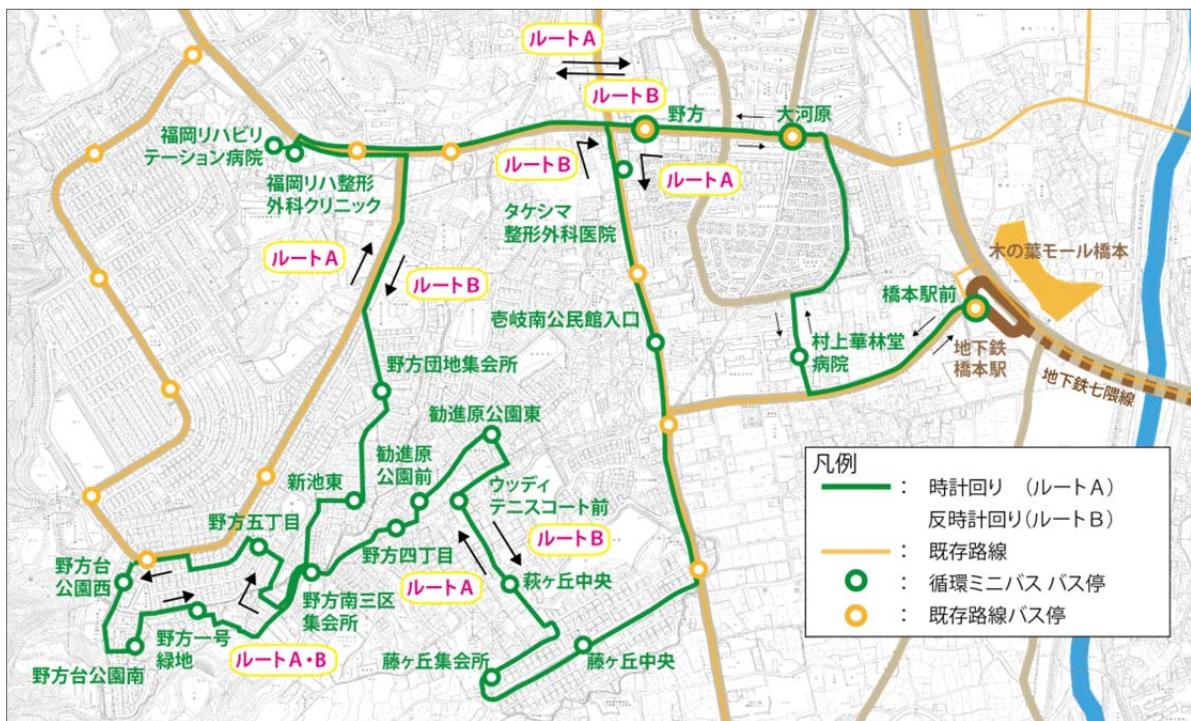
(議決が必要な項目) 使用車両（使用する車両の弾力化）

乗車定員11人以上の車両の基準を、乗車定員10人の車両での運行とする

(議決が必要な項目) 運行車両台数（最低車両数の弾力化）

営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両+予備1両）を、運行車両数1台、
予備車両数1台での運行とする

(参考) 橋本駅循環ミニバス運行ルート（平成30年10月1日現在）



議題2 板屋脇山線乗合タクシーの運行について

1. 路線概要について

<運行経緯>

- 平成19年3月に西日本鉄道(株)が那珂川支線の廃止の申し出。
(廃止区間：板屋～佐賀橋～市ノ瀬，廃止日：平成20年4月1日)
- 廃止された場合、早良区板屋が公共交通空白地となることから、代替交通を確保。
- 地域との協議の結果、那珂川方面への路線から脇山方面への路線に変更。需要や道路状況から乗合タクシーによる運行とした。
- 平成20年4月に代替交通運行開始、平成20年8月に事前予約制を導入。経費と収入の差額を市が補助している。

<運行内容>

運行事業者：飯倉タクシー株

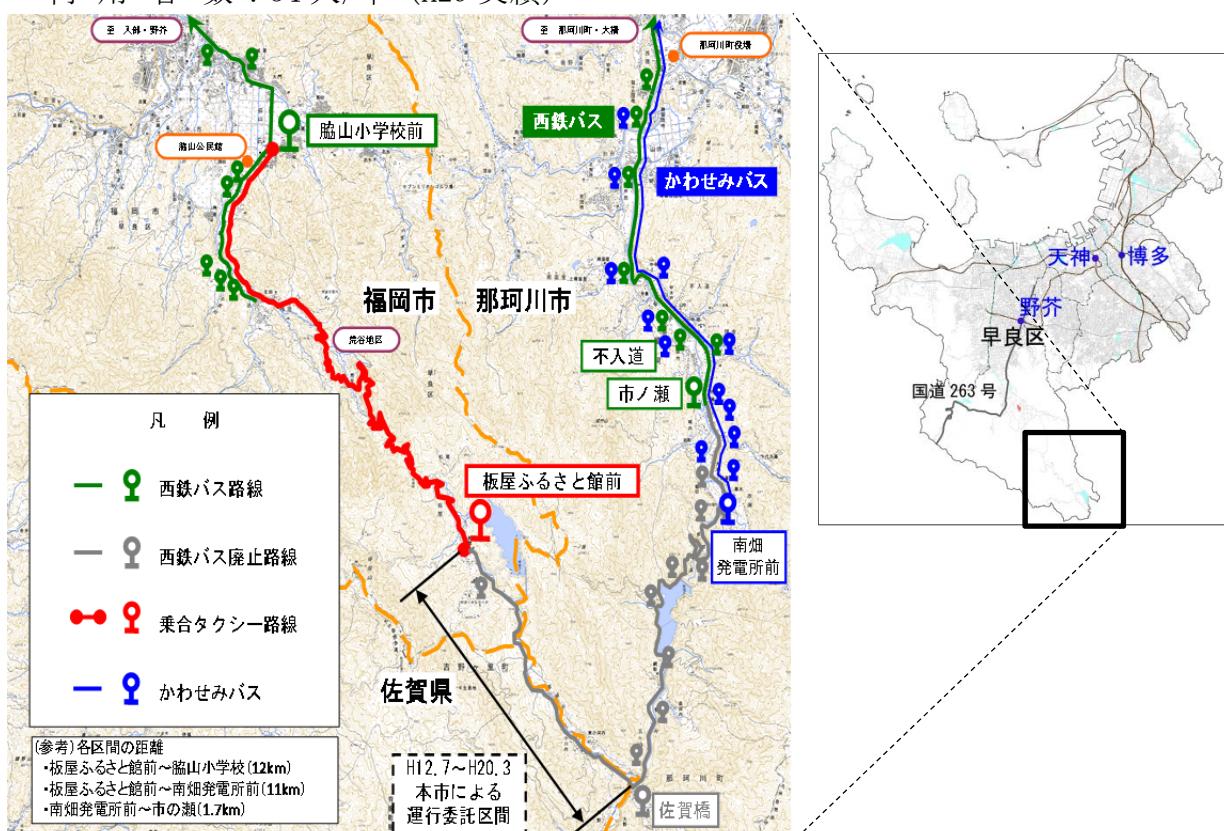
運行区間：板屋ふるさと館前～脇山小学校前（約12km, 約24分）

車両・乗務員：小型タクシー1台・乗務員1人

料金：大人500円、小児（小学生）250円、障がい者250円

運行本数：全日2.0往復（事前予約制），

利用者数：54人/年（H29実績）



沿線人口（大字板屋）

人口：20人 世帯数：11世帯 高齢化率：約65.0%

※別途、社会福祉施設 56人 (平成27年国勢調査より)

2. 被災状況について

平成 30 年 7 月豪雨により、板屋脇山線の運行区間において、道路（県道入部中原停車場線（板屋峠））が被災、通行止めになっており、道路が復旧するまでの間は板屋地区から脇山への移動は、那珂川方面からの迂回が必要である。



② (12・13 カーブ)



③ (24・25 カーブ)



①：7月11日に応急復旧。

②, ③：大規模に被災。復旧工事発注済。

3. 代替運行について

- ・8月1日より、道路運送法第十七条（天災時の特例）を適用し、代替ルートにより運行を再開。
- ・復旧にあまりに長期期間を要する場合は、福岡運輸支局と相談のうえ、事務局の判断により、道路運送法第十五条（事業計画の変更）による路線延長認可申請を行い、結果を報告する。

4. 議決事項

<運行内容>※下線が変更箇所

運行事業者：飯倉タクシー株

運行区間：板屋ふるさと館前～脇山小学校前（約24km, 約50分）

車両・乗務員：小型タクシー1台・乗務員1人

料金：大人500円、小児（小学生）250円、障がい者250円

運行本数：全日2.0往復（事前予約制）

【参考】議決の根拠法令

・道路運送法に基づく協議及び議決

①路線不定期運行の実施に係る弾力化

→協議を調えることにより、運行することが可能。

②処理期間の短縮

→協議を調えることにより、路線の延長に係る処理期間の短縮

【参考】道路運送法抜粋（天災等の場合における他の路線による事業の経営）

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することができなくなったときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができるようとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を経営することができる。この場合において合理的に必要となる事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

【参考】道路運送法抜粋（事業計画の変更）

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日
福岡市規則第135号
改正 平成24年8月16日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項について調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に關係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に誂って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穩に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求める。その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に關係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。